

◆障がい福祉サービス（通所サービス）利用《新規・継続・変更》申請時の提出書類一覧（H30.1～改定）◆

○：利用開始（継続・変更）日の2週間前に提出 ●：利用開始（継続・変更）日から10日以内に提出

		給付費申請様式				「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」様式						
						基本情報		計画案		計画		モニタリング
		第1号	第9号		19号3	別紙1	別紙2	1-1	1-2	2-1	2-2	3
		サービス支給申請書	サービス支給変更申請書	サービス受給者証	計画相談支給申請書・届出書	申請者の状況	現在の生活	利用計画案	週間計画表案	利用計画（写）	週間計画（写）	モニタリング報告書
新規	① 初めてサービスを利用	○ *1			○	○	○	○	○	●	●	
	② 既にサービスを利用して、新規に他のサービスを利用	○ *1		○		○	○	○	○	●	●	○
継続	① そのまま継続	○ *1						○	○	●	●	○ *6
	② サービスの種類や支給量を変更して継続	○ *1				○ *4	○ *5	○	○	●	●	○
	③ モニタリング期間を変更して継続	○ *1				○ *4	○ *5	○	○	●	●	○
	④ ②③以外の軽微な変更をして継続	○ *1						○	○	●	●	○
変更	① 支給量の変更 居宅介護の種類の変更		○ *2	○		○ *4	○ *5	○	○	●	●	○
	② 計画相談支援事業所の変更			○	○							
	③ モニタリング期間の変更		○ *3	○		○ *4	○ *5	○	○	●	●	○

- \*1：・支援区分認定を伴う場合は、利用開始（継続）時の2ヶ月前までに本様式を提出してください。
- ・併せて様式2号（世帯状況・収入等申告書）、同3号（介護給付等申告及び同意書）の提出が必要です。
- 【以下様式2号、様式3号の（ ）説明は省略】
- \*2：・併せて様式3号の提出が必要です。
- ・負担額の見直しが必要な場合は、併せて様式2号、同3号が必要です。
- \*3：他の様式（様式2号、同3号）の提出は不要です。
- \*4：変更前後の状況の違いを記載してください。
- \*5：変更前の生活状況（生活形態）で記載してください。
- \*6：特別支給量での支給決定及び上限オーバーの場合は必須です。

《特記》

- ・サービス事業所を変更する場合：直近のモニタリングにその内容を記載し、次回継続時に計画案に記載したものを提出してください。
- ・サービス全体を廃止する場合：次ページ《障がい福祉サービスの廃止に伴うモニタリングの取扱いについて》に基づいて、手続きをしてください。
- ・一部サービスを廃止する場合：上述の「変更①」に同じです。
- ・セルフプランの場合：計画案の作成は必要ありません。

## 《障がい福祉サービスの廃止に伴うモニタリングの取扱いについて》

### (1) 「受給者証返還届」を提出し、障がい福祉サービスの廃止に併せて計画相談支援を廃止する場合

◎モニタリング報告書は不要で、報酬算定もできないものとします。

但し、この「受給者証返還届」により障がい福祉サービスを廃止する月が、当初の障がい福祉サービスの支給決定の際に設定されていたモニタリング月であれば、モニタリング報告書に合わせ、報酬算定の対象とします。

### (2) 介護保険移行により、障がい福祉サービスを廃止する場合

◎全ての障がい福祉サービスを廃止する場合は、上記(1)と同様です。

但し、モニタリングをすることで介護保険サービスへの移行が有効と判断される場合はモニタリング報告書の提出を求めることがあります。事案が発生した際、担当者にご相談ください。

◎障がい福祉サービスの一部を介護保険に移行(廃止)し、引き続き残りの障がい福祉サービスを必要とする場合は、障がい福祉サービスの支給決定の変更を必要としますので、変更に係る支給申請書の上、モニタリング報告書、基本情報、計画案を作成ください。また、この場合は、報酬算定の対象です。

### (3) 市外へ転出する場合で、転出先でも引き続きサービス利用支援のための計画相談をする場合

◎上記(1)と同様です。

なお、転出先での計画案作成・計画作成と報酬算定については、転出先の担当者にご相談ください。

### (4) 市外へ転出する場合で、転出先では他の指定特定計画相談支援事業所が計画相談をする場合

(※厚生労働省「計画相談関係Q&A(下記URL)の間62参照」)

◎「受給者証返還届」により障がい福祉サービスを廃止しますが、モニタリング報告書の提出は必要で、報酬算定の対象です。

(参考 URL) <http://www.kaijoseido.net/topics/13/keikakusoudanqa2013-02.pdf>

### (5) 死亡の場合

◎「受給者証返還届」のみで、モニタリング報告書の提出は不要です。報酬算定もできません。(※従来通り)